

食中毒発生一覧（平成30年）

H30.11.2現在

NO	発生年月日	健康福祉センター	主な発生場所	喫食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設の営業許可種別	事件の概要	行政処分	備考
1	H30.4.22	丹南	越前市南越前町	23	4	ヒラメの刺身	クドア・セブテンブクタータ	飲食店（仕出し弁当）	平成30年4月23日（月）午前9時50分頃、丹南健康福祉センターに住民から「4月22日（日）昼、越前市内の飲食店にて20名程度で会食したところ、5名が体調を崩した。」との通報があった。 調査した結果、越前市内の飲食店が4月22日（日）に調理提供した食事を食べた1グループ23名のうち7名が嘔吐、下痢等の症状を呈していた。 有症者の共通食が当該施設で調理提供された食事以外にないこと、有症者の症状や潜伏期間が類似していること、当該飲食店で提供したヒラメの刺身の検食からクドア・セブテンブクタータを確認したこと、医師からの届出があったことから、本件を同施設が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定した。	—	探知 4/23 指導文書の交付
2	H30.8.27	福井	福井市	1	1	8/27に調理提供した食事	アニサキス	飲食店（仕出し弁当）	平成30年8月29日（水）午前10時50分頃、営業者から福井健康福祉センターに「8月27日（月）昼に食事を提供した利用者から『腹痛等のため、医療機関を受診したところ、アニサキスが見つかった。』旨の連絡を受けた。」との通報があった。 調査した結果、患者は8月27日（月）に福井市内の飲食店を1名で利用し、喫食4時間後に腹痛等の症状が現れたため医療機関を受診したところ、胃から虫体が摘出され、胃アニサキス症と診断されていた。 潜伏期間や患者の症状が胃アニサキス症と類似していること、患者が発症前後に当該施設以外で生鮮魚介類を喫食していなかったこと、当該飲食店ではアニサキスが寄生する可能性のある魚介類を加熱や冷凍することなく生で提供していたこと、患者から虫体が摘出されたこと、医師からの届出があったことから、本件を同施設が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定した。	8/30～8/31 営業停止処分	探知 8/29
3	H30.9.29	福井	福井市大野市越前町	107	4	9/27、28、29に提供した食事	腸管出血性大腸菌O157	飲食店（社交飲食）	平成30年10月3日（水）に福井健康福祉センターあて、10月5日（金）に丹南健康福祉センターおよび福井健康福祉センターあて腸管出血性大腸菌O157感染症発生届出があった。 調査した結果、患者は、9月27日（木）、28日（金）、29日（土）に福井市内の飲食店を利用した県内在住の3グループ30名のうち10名が腹痛、下痢等の症状を呈し、その発症状況は類似していた。 患者の共通食は、当該施設が調理提供した食事のみであること、患者の便から腸管出血性大腸菌O157（ペロ毒素産生）が検出されたこと、医師からの食中毒患者発生届出があったことから、本件を当該施設が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定した。	10/6～10/8 営業停止処分	探知 10/3
4	H30.10.9	丹南	鯖江市	1	1	刺身用サンマ	アニサキス	魚介類販売業	平成30年10月10日（水）11時35分頃、医療機関から丹南健康福祉センターに「魚介類を喫食した患者が受診し、その患者をアニサキス症と診断した。」との通報があった。 調査した結果、患者は10月8日（月）に当該施設が販売した刺身用のサンマを喫食した1名であった。 患者の症状および潜伏期間が胃アニサキス症と類似していたこと、患者が発症前数日以内に喫食した魚介類は、当該施設が販売した刺身用のサンマのみであったこと、当該施設ではアニサキスが寄生していた魚介類を加熱や冷凍等の措置を講ずることなく生食用として販売していたこと、患者からアニサキス虫体が摘出されたこと、医師からの食中毒患者発生届出があったことから、本件を当該施設が販売したサンマを原因とする食中毒と断定した。	10/11 営業停止処分	探知 10/10
5	H30.10.1	福井	福井市坂井市	21	3	9/28に調理提供した食事	カンピロバクター	①飲食店（食堂） ②飲食店（社交飲食）	平成30年10月9日（火）15時30分頃、喫食者から坂井健康福祉センターに「9月28日（金）夜に福井市内の飲食店にて21名で会食したところ、数名が体調を崩した。」との通報があった。 調査した結果、患者は、9月28日（金）に福井市内の飲食店を利用した県内在住の1グループ21名のうち6名が下痢、発熱等の症状を呈し、その発症状況は類似していた。 患者の共通食は、左記原因施設①および②で調理し、原因施設②で提供された食事のみであること、患者の便からカンピロバクターが検出されたこと、医師からの食中毒患者発生届出があったことから、福井健康福祉センターは本件を当該施設が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定した。	①10/16～10/19 営業停止処分 ②10/16～10/19 営業停止処分	探知 10/9
6	H30.10.25	福井	福井市鯖江市	2	2	10/24に調理販売したしめ鯖寿司	アニサキス	飲食店（食堂）	平成30年10月31日（水）15時30分頃、県民から福井健康福祉センターに「嘔吐、胃痛のため医療機関を受診したところ、胃アニサキス症と診断された。」との通報があった。 調査した結果、患者は10月24日（水）に当該施設が調理販売したしめ鯖寿司を喫食した1グループ2名であった。 患者の症状および潜伏期間が胃アニサキス症と類似していたこと、患者の生鮮魚介類に係る共通食は、当該施設が調理販売したしめ鯖寿司のみであったこと、当該施設ではアニサキスが寄生していた魚介類を加熱や十分な冷凍等の措置を講ずることなく調理販売していたこと、患者からアニサキス虫体が摘出されたこと、医師からの食中毒患者発生届出があったことから、本件を当該施設が調理販売したしめ鯖寿司を原因とする食中毒と断定した。	11/2 営業停止処分	探知 10/31
合計				155	15						